

建築台帳記載事項証明書等の交付方法・場所が変わります

平成30年10月1日
埼玉県川越建築安全センター

平成31年4月1日から、下記の市における建築基準法第6条第1項第4号の建築物等(1)に係る建築台帳記載事項証明書及び建築計画概要書(2)の写しの交付は、当センターでは行いません。

証明書等の交付については、各市にお問い合わせください。

記

市名	担当課	電話番号
飯能市	建設部 建築課	042-973-2170
東松山市	都市整備部 住宅建築課	0493-21-1424
入間市	都市整備部 開発建築課	04-2964-1111(代表)
朝霞市	都市建設部 開発建築課	048-463-2585
志木市	都市整備部 建築開発課	048-473-1924
和光市	建設部 建築課	048-424-9134
富士見市	建設部 建築指導課	049-252-7127
坂戸市	都市整備部 住宅政策課	049-283-1331(代表)
鶴ヶ島市	都市整備部 都市計画課	049-271-1111(代表)
日高市	都市整備部 都市計画課	042-989-2111
ふじみ野市	都市政策部 建築課	049-220-2069

1 建築基準法第6条第1項第4号の建築物等

木造2階建て程度の小規模な建築物又は高さ10m以下の看板や高さ3m以下の擁壁等をいいます。

2 工作物には建築計画概要書はありません。

川越市、所沢市、狭山市及び新座市は、これまでと同じく、全ての建築物等について各市が窓口です。